

また、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するため「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法（P R T R 法））が平成12年3月から施行され、このP R T R 制度により、対象事業者による化学物質の排出量、移動量の届出が平成14年度から開始され、毎年度行われています。

P C B については、平成13年6月に、「P C B 特別措置法」の制定及び「環境事業団法」の改正がなされ、P C B 廃棄物処理に向けた枠組みが作られました。

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）については、その有害性等未解明な点が多いため、基本的な考え方、今後進めていくべき具体的な対応方針として「環境ホルモン戦略計画S P E E D '98」が平成10年5月（平成12年11月改訂）に公表され、実態把握やメカニズムの解明が進められてきました。平成17年3月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について－ExTEND2005－」を取りまとめ、平成17年度からはこれに基づき、調査研究等が推進されています。

平成17年6月にアスベストによる健康被害が社会問題化したことから、国においてはアスベスト問題に係る総合対策が示され、それに基づき労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築基準法等の関係法令が改正されました。

また、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行により、アスベストによる健康被害者の救済が進められています。

4 生物多様性の確保及び野生動植物の保護管理

種の絶滅の主な原因としては、種の移入、生息・生育地の減少、狩猟と意図的な根絶等が考えられます。このため「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」や生物多様性の保全と持続可能な利用を図るための「生物の多様性に関する条約」など国際的な取組が進められています。

国は、自然と共生する社会実現のためのトータルプランとして平成14年3月「新生物多様性国家戦略」を策定、平成19年11月には「第3次生物多様性国家戦略」を策定し、生物多様性の問題点に対応する具体的施策を示しています。また、平成20年6月には、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「生物多様性基本法」が公布されました。

さらに、野生動植物については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく各種施策やレッドリストの改訂等により野生動植物の保護が進められています。

平成14年7月には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るため、「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律」が全面的に見直され「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が制定されました。

平成15年1月には自然再生推進法が施行され、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて生態系の健全性を回復する自然再生事業を推進しています。

また、平成17年6月から「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行され、侵略的な外来生物を「特定外来生物」として指定し、その飼育、栽培、輸入等を規制し、必要に応じ防除を行うことにより、生態系等に係る被害を防止することとしています。

第2節 本県の動向

平成11年3月に本県の環境の保全及び形成についての基本理念、行政・事業者・県民の責務及び環境保全施策の基本方針等を定めた「県環境基本条例」を制定し、この条例に基づき策定した「鹿児島県環境基本計画」（平成16年3月改定）に掲げる各種施策を推進するとともに、「県公害防止条例」や「県自然環境保全条例」等の条例、「鹿児島湾ブルー計画」等の環境管理計画などに基づき、環境保全施策を推進しています。

また、「かごしま将来ビジョン」（平成20年3月策定）において、地球温暖化対策や循環型社会実現のための県民、事業者、行政が一体となった取組を進めるとともに、離島をはじめ県内各地に残されている豊かで多様な自然環境が県民共有の財産として保全・育成され、県民生活と産業活動、自然環境が調和する世界に誇れる先進的な地域が形成されることを目指し、様々な施策・事業の推進に積極的に取り組んでいます。

1 地球環境問題

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決を目指して、平成13年11月から県民、事業者及び行政が一体となって、環境保全に向けた具体的行動を全県的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進しています。

また、地球温暖化対策推進法に基づき、県内における温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、排出抑制目標を定め、県民、事業者及び行政がそれぞれの立場で積極的に地球温暖化防止の取組を進めていくための行動指針として、平成17年3月に「鹿児島県地球温暖化対策推進計画」を策定し、各種施策を推進しています。

さらに、県においても地域における事業者・消費者として、自ら事務事業における温室効果ガスの排出抑制等を図るため、平成10年12月に「県庁環境保全率先実行計画」を策定し、電気や水等の省エネルギーや廃棄物の減量化等に取り組んでおり、県庁本庁においては、平成18年3月にISO14001の認証を取得し、公共事業を含むすべての事務事業に伴う環境負荷の継続的な低減に努めるとともに、平成20年には、「環境」の中でも喫緊の課題となっている地球温暖化問題について県に対して意見や提言を行う「鹿児島県地球温暖化対策懇話会」を設置しました。

2 廃棄物・リサイクル対策

平成18年3月、本県の廃棄物対策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成18年度から22年度を計画期間とする「県廃棄物処理計画」を策定しました。

また、市町村のごみ処理施設の整備を進めるとともに、容器包装リサイクル法に基づく容器包装の分別収集・リサイクルを促進するため、平成19年7月に「県分別収集促進計画」の見直しを行いました。また、平成13年4月に施行された「家電リサイクル法」に基づき、家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）の円滑な収集運搬・リサイクルを促進するとともに、国の「離島対策事業協力制度」を活用しながら離島地域における収集運搬料金の低減化に努めています。さらに、平成17年1月に完全施行された「自動車リサイクル法」に基づき、廃棄される自動車のリサイクルを促進するため、自動車解体業者等の関連事業者に対する指導や制度の普及啓発等を実施しています。

公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場については、県内に1箇所もないことから1日も早く整備する必要があります。このため、平成19年5月に薩摩川内市川永野地区の採石